

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、徳島県知事等から定期監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月18日

徳島県監査委員 近 藤 光 男
 同 岡 崎 悦 夫
 同 大 寺 健 司
 同 原 福 山 徹 臣
 同 福 山 博 史

監査結果の公表年月日	令和3年2月5日												
監 査 の 結 果			講 じ た 措 置										
(1) 収入で未収 となっている もの	< 南部総合県民局地域創生防災部 阿南庁舎 > 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済 の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努め 必要がある。		令和元年度の「県税」の収入未済額は、117,154,420円であり、税目 別では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民 税が93.5%、自動車税が3.9%と、この2税目で県税収入未済額全体の97. 4%を占める状況であった。 [参考] 「個人県民税」の収入未済額 109,491,516円 (対前年度比 △5,653,469円) 「自動車税」の収入未済額 4,609,276円 (対前年度比 △2,416,706円) 滞納となった県税等については、毎年度当初に策定する「県税事務運 営方針」に沿って収入未済額の縮減に努めており、特に令和2年7月から 9月までの間は「滞納繰越分整理強調月間」として集中的に滞納整理を 行った。 滞納者に対しては、文書や電話での催告及び戸別訪問による納税指導 により自主納付を促す一方、財産があるにもかかわらず納税しない滞納 者に対しては、預貯金・給与・売掛金等の債権のほか、滞納者宅を捜索 して動産を差し押さえるなど、厳正に滞納処分を行った。 「滞納分析会議」を定期的実施し、財産調査により把握した担税能 力を元に、個別案件ごとの滞納整理方針を協議・確認している。 また、収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策としては、 11月から12月までの間を「県下一斉徴収強化月間」として、県民局長と 市町長との連名による共同催告書の発送を行うなど、県と市町が一体と なった徴収強化に努めた。 市町への徴収支援としては、令和2年7月から阿南市、那賀町及び海陽										
	県税の収入未済額の状況												
	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>117,154,420円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度決算額</td> <td>124,941,909円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>△7,787,489円</td> </tr> </table>	令和元年度決算額			117,154,420円	平成30年度決算額	124,941,909円	増 減 額	△7,787,489円	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度決算額</td> <td>117,154,420円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度決算額</td> <td>124,941,909円</td> </tr> <tr> <td>増 減 額</td> <td>△7,787,489円</td> </tr> </table>	令和元年度決算額	117,154,420円	平成30年度決算額
令和元年度決算額	117,154,420円												
平成30年度決算額	124,941,909円												
増 減 額	△7,787,489円												
令和元年度決算額	117,154,420円												
平成30年度決算額	124,941,909円												
増 減 額	△7,787,489円												

町において、県と市町村の税務職員の「相互併任制度」を活用し、差押えを共同で行うことで、徴収強化と市町職員のスキルアップに努めた。

加えて、地方税法第48条に基づく徴取引継について、阿南市、那賀町、美波町及び海陽町で令和2年7月から、牟岐町で同年8月から、令和3年2月まで市町から引き受けた徴収困難事案を県が徴収したところである。

これらの取組の結果、令和元年度決算額で117,154,420円であった県税の収入未済額が、令和3年3月31日現在では77,749,809円となり、39,404,611円（うち不納欠損等5,538,419円）減少した。

今後とも、納期内納付向上に向けた広報及び適時適切な納税指導により、自主納税を促進し、新たな滞納の発生を防止するとともに、厳正な滞納処分による公平公正な税務行政を推進し、県税収入の確保に努めたい。

また、個人県民税については、管内市町との連携を強化し、徴収支援の充実に努めたい。

<南部総合県民局保健福祉環境部 阿南庁舎 >
 児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和元年度決算額	3,846,220円
平成30年度決算額	3,252,630円
増 減 額	593,590円

未納の負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、早期の徴収に努めた。

さらに、「未収金ケース検討会議」などを通じて、負担金業務担当者と担当児童福祉司との間で家庭状況の変化などの情報を共有の上、保護者に対して繰り返し制度を説明し負担金の納付を促すとともに、生活困窮世帯に対しては分割納付を提案するなど、個々の債務者の状況に応じて粘り強く納付指導を行っている。

また、新規入所の際は、保護者に対して負担金制度の趣旨を丁寧に説明するとともに、納付期限を過ぎた場合は速やかな督促、納付指導により期限内納付の意識付けを行うなど、新たな未収金の発生防止に努めている。

こうした取組の結果、令和元年度決算で3,846,220円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在3,493,440円となり352,780円減少した。

今後とも適切な債権管理を行うとともに、これらの取組を粘り強く継続し、収入未済額の縮減に努める。

<南部総合県民局保健福祉環境部 美波庁舎 >
 返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	19,824,428円
----------	-------------

1 児童扶養手当返納金の収入未済額の状況
 「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員による電話や訪問による粘り強い納付指導を実施した。

その結果、令和元年度決算額で1,782,880円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在1,743,880円となり、39,000円減少した。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、債務者の生活状況の実態把握に努め、必要に応じ分割返納の措置をとるなど、計画的な返納指導を行うとともに、新規認定や現況届の提出時をとらえ、不正受給の注意を喚起するリーフレットを配布し、新たな返納金の発生防止に努め

平成30年度決算額	20,910,935円
増減額	△1,086,507円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	10,561,014円
平成30年度決算額	11,950,179円
増減額	△1,389,165円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,708,980円
平成30年度決算額	1,707,157円
増減額	1,823円

< 西部総合県民局地域創生観光部 美馬庁舎 三好庁舎 >
 県税について、市町村等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

たい。

2 生活保護返納金の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、督促状や催告状の文書送付、訪問、電話等あらゆる機会を通じて納付を求めるとともに、納付計画の見直しを含め、債務者の生活状況に対応した適切な債権管理に努めた。

さらに、債権回収強化期間の設定や債権管理検討会議の開催など、組織的な取組を図った。

その結果、令和元年度決算額で18,041,548円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在15,671,823円となり、2,369,725円（うち不納欠損額780,000円）減少した。

今後とも、市町村等関係機関と連携し、粘り強い納付指導を行うとともに、新規申請者には「生活保護のしおり」を、保護継続中の者には「申告義務のしおり」を配布し、収入申告義務について丁寧な説明を行い、新たな返納金の発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、担当職員と母子・父子自立支援員が日々債権回収に励んでおり、長期や多額の滞納者に対する償還指導を強化するため、ケース会議を開催し、滞納状況とその対応策の検討を組織的に行い、収入確保に努めた。

また、償還開始の連絡の際には、担当職員と母子・父子自立支援員が通知書を手渡し、就労状況等の確認を行い、入金指導をすることにより新たな滞納者の発生防止に努めた。

さらに、平成30年度からは、一部の長期滞納者に係る徴収業務について、滞納整理を専門に行う債権回収会社（サービサー）に委託している。

その結果、母子福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で10,561,014円であった収入未済額が令和3年3月31日現在9,735,802円となり、825,212円（うちサービサー回収分286,940円）減少するとともに、寡婦福祉資金貸付金元利収入については、令和元年度決算額で1,708,980円であった収入未済額が令和3年3月31日現在1,690,980円となり、18,000円（うちサービサー回収分11,000円）減少した。

今後とも、貸付前から滞納防止策の徹底、口座振替による償還を引き続き指導するとともに、償還が滞っている世帯には、母子・父子自立支援員による各種相談や母子・父子自立支援プログラム策定等事業活用など、就労による自立支援にも一層強力に取り組むことにより、収入確保を図りたい。

滞納となった県税については、毎年度当初に策定する「県税事務運営方針」に基づき、計画的かつ効果的な滞納整理に取り組んでいる。
 令和元年度の「県税」の収入未済額は、45,312,458円であり、税目別

県税の収入未済額の状況

令和元年度決算額	45,312,458円
平成30年度決算額	58,925,645円
増減額	△13,613,187円

では、市町が「個人の住民税」として賦課徴収を行っている個人県民税が収入未済額全体の80.5パーセント、自動車税が13.9パーセントと、この2税目で県税収入未済額全体の94.5パーセントを占める状況であった。
〔参考〕

「個人県民税」の収入未済額 36,495,695円
(対前年度比 △11,924,595円)

「自動車税」の収入未済額 6,310,429円
(対前年度比 △557,895円)

令和2年度においては、特に収入未済額の8割超を占める個人県民税の徴収対策として、県と市町の徴税吏員が互いの身分を併任する「相互併任制度」を活用し、特定の滞納整理業務を共同で行う徴収支援について、既に実施しているつるぎ町及び三好市に、美馬市を加えた管内2市1町において実施した。

また、地方税法第48条の規定に基づき、住民税の一部について徴収引継を受け、県の徴税吏員が滞納整理を行う徴収支援については、三好市及び東みよし町の管内1市1町を対象として行った。

また、11月から12月にかけての「県下一斉徴収強化月間」においては、県と管内市町の連名による「共同催告」を実施するなど、管内市町と連携を強化し、滞納を許さない気運を醸成するとともに、新規滞納の抑制を図った。

自動車税については、滞納件数が多く、早期の処理が求められることから、地区別に徴収状況を把握し進行管理に努めるとともに、西部総合県民局地域創生観光部県税担当が一体となって積極的な納税交渉や効果的な調査を行うなど、厳正な滞納整理に取り組んだ。さらに、令和2年度においては、令和元年度以前に差し押さえた不動産について公売を行った。

その他の税目についても、定期的に美馬庁舎と三好庁舎の合同で「滞納分析会議」を開催し、滞納整理の進捗状況と今後の滞納整理方針について協議するとともに、7月から9月までの間を「滞納繰越分整理強調月間」と定め、差押などの積極的な滞納処分により集中的な滞納整理に取り組んだところである。

これらの取組から令和元年度決算における収入未済額45,312,458円が令和3年3月31日現在27,133,530円となり、18,178,928円（うち不納欠損額3,337,467円）減少した。

今後とも、更なる適正、公平な税務行政の実現に向けて、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保とともに滞納繰越分の整理に努めたい。

また、個人県民税については、市町との連携を密にし徴収支援の充実にも努めたい。

<西部総合県民局保健福祉環境部 三好庁舎 >

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

1 返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

「児童扶養手当返納金に係る事務取扱要領」に基づき、電話による督促と家庭訪問を定期的に行い、債務者の生活状況の実態把握に努め、債務者に寄り添いながら粘り強く納付指導を実施することで、収入未

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和元年度決算額	20,864,466円
平成30年度決算額	22,488,794円
増減額	△1,624,328円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和元年度決算額	6,158,455円
平成30年度決算額	6,475,288円
増減額	△316,833円

済額の縮減に努めている。

このような取組の結果、令和元年度決算額で2,348,280円であった収入未済額が、令和3年3月末日現在2,141,280円となり、207,000円減少した。

また、新たな収入未済の発生防止策として、年1回の現況届提出時に、リーフレットを受給者へ配布して不正受給防止の注意喚起を促すとともに、手当の定時支払前には、町担当課に対して全受給者の受給資格を再確認するよう依頼を行うなど、町担当課との連携を強化し、返納金発生の未然防止と早期発見に努めている。

今後とも、債務者の生活状況の実態を把握し、ひとり親家庭支援として債務者に寄り添いながら定期的な電話及び訪問による納付指導を行い、早期納入を求めるとともに、受給者への定期的な状況調査により、新たな返納金発生防止に努めたい。

2 返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

「生活保護返納金事務処理マニュアル」に基づき、返納金が発生した時点で一括返納の可否を確認し、困難なケースについては、分割返済に応じている。

債権の回収に当たっては、保護継続中の者は計画的な返済を指導し、大部分は最低生活維持可能な範囲で納付継続されている。また、保護廃止の者の場合は債務者の大半が生活困窮者であるため返済計画が滞る場合があり、このような返済が滞っている者に対しては、マニュアルに基づき督促を行うとともに、徴収計画に基づき一定期間納付がない者を中心に、文書、電話及び訪問により粘り強く説得を重ねながら回収に努めている。

また、生活保護法改正により、法改正後に発生した返納金については、保護費との相殺が可能となったことから、重点的な取組として、債務者の同意のもと、最低生活の維持に支障のない範囲で保護費からの回収を進めている。

このような取組の結果、令和元年度決算額で18,516,186円であった収入未済額が、令和3年3月末日現在15,020,219円となり、3,495,967円（うち不納欠損額2,160,169円）減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、生活保護全世帯に対し「申告義務のしおり」を配布・説明した上、収入申告確認書に署名を求めることで申告義務等に関する周知徹底を図るなど、不正受給防止、収入未済発生抑制等に向けた取組を強化するとともに、町担当課などの関係機関へも「申告義務のしおり」を配布の上、情報提供の依頼を行っている。

今後とも、個々の債務者の状況に応じた対応策を随時検討するとともに、11月の「債権回収強化期間」以降には、長期滞納者を中心に、査察指導員をはじめ、担当者がチームを組んで訪問督促し、重点的な返済指導を行うなど、収入未済額の回収と新たな収入未済の発生防止に努めたい。

3 母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

「母子父子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル」に基づき、借受人及び連帯保証人へ督促状・滞納状況を通知するとともに、全滞納者に対して、定期的な電話又は訪問指導を行っている。

特に、長期滞納者については連帯保証人に対して償還指導を実施している。

また、これらの償還業務を組織的な対応とするため、毎月1回、部内において未収金対策会議を開催するほか、11月を償還指導の強化期間として設定するなど、計画的な償還に向けた指導及び支援を積極的に行っている。

このような取組の結果、令和元年度決算額で6,158,455円であった収入未済額が、令和3年3月末現在4,529,521円となり、1,628,934円減少した。

一方、新たな収入未済の発生防止策として、貸付時において、借受人や連帯保証人から「所得証明書等の提出誓約書兼所得・財産調査等の同意書」の提出を求め、滞納時における金融機関や行政機関等からの情報収集手段を確保するとともに、修学資金や技能習得資金など、貸付が長期に及ぶ資金については、住所や連絡先などに関する「状況確認書」の定期的な提出を求め、借受人や連帯保証人の状況を継続的に把握し、貸付金償還に向けた意識付けの強化を図るなど、新たな収入未済の発生防止に努めている。

さらに、償還開始1か月前には、借受人及び連帯保証人へ償還開始通知を送付し償還を促すなど、収入未済の発生防止に精力的に取り組んでいる。

また、収入未済額の縮減策として、滞納者が口座引き落としにより償還できる口座振替の手続を勧奨し、利便性に配慮することにより収納を進めているところである。

今後とも、滞納者に定期的な電話又は訪問での粘り強い指導や口座振替の利用勧奨を行うなど、計画的で利便性の高い償還を促し、収入未済額の縮減を図るとともに、新たな収入未済の発生防止に向けた滞納防止策を徹底したい。

< 西部総合県民局保健福祉環境部 美馬保健所庁舎 >

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和元年度決算額	1,464,240円
平成30年度決算額	1,323,940円
増 減 額	140,300円

負担金については、「新・徳島県債権管理基本方針」及び「児童福祉施設入所者負担金徴収マニュアル」に基づき、管理台帳を整備した上で、期限を定めた督促状や催告状を送付し納付を促している。

また、電話による催告のほか、直接滞納者宅を訪問して滞納理由を把握するとともに、必要に応じて債務確認書の提出を働きかけ、納付意思を持たせるよう指導している。

さらに所内でのケース検討会議において、債権管理方針を検討し、職員がチームを組んで居宅訪問するなど、組織をあげて収入未済額の縮減に努めている。

こうした取組の結果として、令和元年度決算額で1,464,240円であった収入未済額が、令和3年3月31日現在1,070,010円となり394,230円減少した。

滞納者の中には経済的に困窮し早期納入が困難なケースもあるが、今

		後とも適切な債権管理に努めるとともに、組織的な対応により未収金の早期回収及び発生防止に努めたい。
(2) 超過勤務手当及び休日給の支給で適切でないもの	<p>< 関西本部 > 週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給について、支給できていないものや算定が誤っているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>誤って支給した超過勤務手当及び休日給については、期間及び支給率を訂正し、令和2年10月の給与支給時に追給及び戻入を行った。 令和2年11月4日の本部内会議において、改めて各職員に対し週休日の振替等に伴う超過勤務手当及び休日給の制度について周知し、注意喚起を行った。 また、給与事務担当者が職員全員に対し、間違えやすい事例を挙げて説明を行うなど、きめ細かい対応を実施した。 さらに、令和3年4月1日の職員の人事異動後に、給与担当者から異動してきた個々の職員に対し、制度を理解したうえで超過勤務システムへの入力を正確に行うよう説明を行った。 今後は、同様の事例が発生しないよう定期的（四半期ごと）に担当リーダーが職員への周知徹底を行うとともに、給与事務担当者が確認を徹底することで、適正な事務の執行に努めていきたい。</p>
(3) 港湾施設の使用許可等に係る事務処理で適切でないもの	<p>< 南部総合県民局県土整備部 美波庁舎 > 港湾施設の使用許可等について、許可に係る指令文書を行政不服審査法改正前の内容により作成しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の案件は、港湾施設の使用許可等において、平成28年の行政不服審査法の改正により指令文書の様式が変更されているにもかかわらず、制度改正前の様式を利用して文書を作成したことから、指令文書が改正前の内容となっていたものである。 再発防止策としては、リーダー、サブリーダーが制度改正の有無を常に確認し、制度改正があった場合には、標準様式のファイルの修正を行い、担当者に周知を図る。また、指令文書の作成に当たっては、各担当者は最新の標準様式を利用して作成するとともに、リーダーが必ずチェックを行うこととした。 今後とも、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p>

監査結果の公表年月日	令和3年3月9日	
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置
(1) 特殊勤務手当の支給に関するもの	<p>< 阿南光高等学校 > 特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務</p>	<p>今回の事案は、平成31年3月に部活動指導に係る特殊業務手当の運用が改められ、「4時間以上」の適用は「大会又は試合に参加する場合の指</p>

	<p>務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>導業務」に限定されたにもかかわらず、前例による手当の申請を行ったことにより、支給区分の適用を誤って支出したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、過大支給となった手当は速やかに返納するとともに、改めて教職員へ制度の周知を行った。また、令和3年3月には、手当申請時の入力ミスを防ぐため、教職員が使用している総務事務システムの改修がなされたところである。</p> <p>今後、同様の事案の再発防止を図るため、制度改正のあった場合には、改正の趣旨について、理解を深め適切に対応できるよう教職員への周知を徹底するとともに、毎月上旬の給与月例報告時には、事務担当者等が複数人で支給区分の確認を行うことにより、適正な事務執行を図ることとした。</p>
	<p>< 国府支援学校 > 特殊勤務手当について、支給要件を満たさない業務に対して支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案は、平成31年3月に部活動指導に係る特殊業務手当の運用が改められ、「4時間以上」の適用は「大会又は試合に参加する場合の指導業務」に限定されたにもかかわらず、前例による手当の申請を行ったことにより、支給区分の適用を誤って支出したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、過大支給となった手当は速やかに返納するとともに、改めて教職員へ制度の周知を行った。また、令和3年3月には、手当申請時の入力ミスを防ぐため、教職員が使用している総務事務システムの改修がなされたところである。</p> <p>今後、同様の事案の再発防止を図るため、制度改正のあった場合には、改正の趣旨について、理解を深め適切に対応できるよう教職員への周知を徹底するとともに、毎月上旬の給与月例報告時には、事務担当者等が複数人で支給区分の確認を行うことにより、適正な事務執行を図ることとした。</p>
<p>(2) 物品の管理に関するもの</p>	<p>< 脇町高等学校 > 前年度の監査時に引き続き、棄却した物品で物品出納簿に記載されたままとっている事例がある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。</p>	<p>今回の事案の物品については、物品出納簿から棄却手続きを行った。</p> <p>今後は、物品の廃棄処分を行う際、必ず物品出納簿と突合するよう、職員へ周知徹底を図り、実際の事務処理については、担当教諭及び物品出納員が確認を徹底することにより、適正な事務の執行を図ることとした。</p>